

栃木市スポーツツーリズム合宿費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市スポーツツーリズム合宿費等補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、スポーツ合宿を実施し、又はスポーツ大会に出場する市外のスポーツ団体に対し、その宿泊費の一部を補助することにより、スポーツツーリズムの普及及び市内外の交流人口の拡大を通じた地域活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益財団法人栃木県スポーツ協会、一般社団法人栃木県レクリエーション協会又は日本パラリンピック委員会のいずれかに加盟する特定の競技に関する団体が対象とする競技

(2) スポーツ団体 次に掲げる運動部及び運動団体（プロスポーツ団体を除く。）をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、大学院及び専修学校の児童、生徒若

しくは学生（以下「児童等」という。）並びに児童等以外の者が所属する運動部及び運動団体

イ 児童等以外の者のみが所属する運動部及び運動団体

- (3) スポーツ合宿 市内の宿泊施設及びスポーツ施設等を利用して実施するスポーツの練習会をいう。
- (4) スポーツ大会 市内を会場として開催されるスポーツの大会をいう。
- (5) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業を行う施設をいう。ただし、キャンプ場、集会施設その他市長が適当でないとする施設を除く。
- (6) 参加者 スポーツを行う者又は指導者（スポーツを行う者の人数を超えない範囲内において、スポーツを行う者の指導又は健康管理に携わる者その他これに準ずる者をいう。）であって、スポーツ合宿又はスポーツ大会に参加するものをいう。
- (7) 宿泊費 スポーツ合宿の実施又はスポーツ大会への出場に伴い市内に滞在する期間（以下「滞在期間」という。）において、参加者が宿泊する市内の宿泊施設に支払う宿泊に要する経費をいう。

（交付の対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、スポーツ合宿を実施し、又はスポーツ大会に出場するスポーツ団体であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市外に所在する団体であること。
- (2) 定款又はこれに準ずる規約を有すること。
- (3) スポーツ合宿又はスポーツ大会の参加者が2人以上であること。
- (4) 市内の宿泊施設に宿泊する参加者数に当該参加者の宿泊日数を乗じて

得た数（以下「延べ宿泊者数」という。）が10人泊以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

(1) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（理事、取締役、執行役、監事、監査役その他運営に実質的に関与している者をいう。）が同条第5号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者

(2) 前号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宿泊費とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、滞在期間における延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額と補助対象経費に相当する額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

2 補助金の交付は、スポーツ合宿の実施又はスポーツ大会への出場ごとに、1交付対象者につき1回限りとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市スポーツツーリズム合宿費等補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 定款又はこれに準ずる規約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(軽微な変更)

第8条 規則第8条における軽微な変更とは、事業費又は事業量の20パーセント未満の変更をいう。

(補助金の請求)

第9条 規則第9条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、交付決定通知書の写しとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金に係るスポーツ合宿又はスポーツ大会が終了したときは、栃木市スポーツツーリズム合宿費等補助金実績報告書(別記様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、当該スポーツ合宿又はスポーツ大会の終了日の翌日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 参加者名簿
- (3) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類
- (4) スポーツ合宿の実施に係る補助対象経費を支払った者にとっては、スポーツ施設等を利用したことが確認できる書類
- (5) スポーツ大会への出場に係る補助対象経費を支払った者にとっては、スポーツ大会に出場したことが確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第 1 1 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和 1 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(告示の失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効の日の前日までに、補助金の交付申請を行った者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別記様式第 1 号（第 7 条関係）

（表）

年 月 日

（宛先） 栃木市長

栃木市スポーツツーリズム合宿費等補助金交付申請書

年度における栃木市スポーツツーリズム合宿費等補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

また、当団体は栃木市スポーツツーリズム合宿費等補助金交付要綱第 4 条第 2 項第 1 号に該当しないことを誓約します。

| | | | | |
|---|-------|--|--|-------|
| （ 申 請 者 ） 住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 電 話 番 号 | | 〔自署しない場合は、記名押印してください。〕 〔法人の場合は、記名押印してください。〕 | | |
| 担 当 者 | 氏 名 | | | |
| | 連 絡 先 | 電話番号 | | F A X |
| メールアドレス | | | | |
| 補 助 金 交 付 申 請 額 | | 円 | | |

(裏)

事業計画

| | | |
|-----------------------|--------------|---|
| スポーツ合宿又はスポーツ大会の名称 | | |
| 滞在期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | |
| 宿泊施設に宿泊する参加者数 | スポーツを行う者 | 人 |
| | 指導者 | 人 |
| | 合計 | 人 |
| 宿泊施設 | 所在地 名称 | |
| 宿泊日数 | 日 | |
| 宿泊費 | 円 | |
| 利用するスポーツ施設等 | 所在地 名称 | |
| スポーツ合宿又はスポーツ大会の行程及び内容 | | |

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市スポーツツーリズム合宿費等補助金実績報告書

年 月 日付け栃木市指令 第 号で交付決定の通知のありました栃木市スポーツツーリズム合宿費等補助金について事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

| | | |
|---|--------------|---|
| （ 報 告 者 ） 住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 電 話 番 号 | | |
| 補 助 金 額 | 円 | |
| スポーツ合宿又はスポーツ大会の名称 | | |
| 滞 在 期 間 | 年 月 日～ 年 月 日 | |
| 宿泊施設に宿泊した参加者数 | スポーツを行う者 | 人 |
| | 指導者 | 人 |
| | 合計 | 人 |
| 宿 泊 施 設 | 所在地 名 称 | |
| 宿 泊 日 数 | 日 | |
| 宿 泊 費 | 円 | |
| 利用したスポーツ施設等 | 所在地 名 称 | |
| スポーツ合宿又はスポーツ大会の行程及び内容 | | |